※この公募は、令和５年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

**公募要領**

１．事　業　名

令和５年度「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業」

２．事業の趣旨及び内容

　令和４年４月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ７０年ぶりに大幅に改正され、博物館の登録基準も見直され、博物館は社会実態に即してより高度で多様な役割を担うこととなった。今後は改正法第１１条による登録を受ける博物館、改正法第３１条による博物館に相当するものとして指定を受ける施設（以下、登録を受けた博物館と合わせて「登録博物館等」という）の数を増やし、法の趣旨に基づく博物館活動がなされていくことで、社会における博物館の評価を向上させ、振興を図ることが期待されている。

　そのため、登録等の業務を行う都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という）の職員に向けた助言や研修を行いながら、改正法第二章及び第五章に定める登録・指定業務（以下「登録業務」という）の適切かつ効率的な遂行を支援する必要がある。

　また　旧登録制度では登録等を受けない博物館が全体の７割以上を占めており、人員体制や施設整備について十分でない博物館も存在している。この観点からも５年間の経過措置期間（令和９年度まで）を集中取組期間として、博物館の職員をはじめ、博物館に対する地域や都道府県等への意識変容を促すためのプロモーション活動等を強力に推進していく必要がある。

３． 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

・予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

・文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

４．公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

５．事業期間、事業規模、採択予定件数

　　事業期間：契約締結日～令和6年3月31日

　　事業規模：１件当たり20,000千円程度

　　採 択 数：１件（予定）　採択件数は審査委員会が決定する。

６．選定方法及び選定結果の通知

　審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、20日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

７． 公募説明会の開催

開催日時：令和５年３月９日（木曜日）１５時００分～

開催場所：オンライン開催

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mail にて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること（申請締切：令和５年３月７日（火曜日）１７時００分）。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録宛先）

E-mail： museum@mext.go.jp

８．参加表明書の提出

　あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は令和５年３月１６日（木曜日） １７時までにＥ-mailなどにより参加表明書の提出を願いたい（提出、様式は任意。提出先は９.（１）と同じ）。

９． 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

（１）提出場所

　　　　〒100-8959　東京都千代田区霞が関3－2－2

　　　　　文化庁参事官（文化観光担当）付博物館支援係

 　 ＴＥＬ：03－5253-4111（代）（内線4897）

　　　　　E-mail：museum@mext.go.jp

（２）提出方法

 ① 企画提案書の様式及びファイル形式は「令和５年度「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業」業務企画提案書作成要領」を参照のこと。

 ②　企画提案書はE-mailでデータを送信するか、郵送または持参により提出すること（印刷部数は10部）。なお、文化庁はメール、郵送上の事故等の責任は一切負わない。

○E-mail

･ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。

･ メールの件名及び添付ファイル名はともに「新登録制度推進のための実施体制支援及びプロモーション活動事業\_（法人名）」とすること。

･ 添付ファイルは１通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。

･ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

○郵送

･ 簡易書留、宅配便等で送付すること。

･ 募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○持参

･ 受付時間：10時00分～17時00分（土日祝日を除く）

 ･ 募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

（３）提出書類

①　企画提案書

②　審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③　誓約書

④　本件に関する事務連絡先（様式は任意）

⑤　（再委託を行う場合）再委託の必要性等を記載した書面

（４）提出期限

　　　　令和５年３月２３日（木）17時必着

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

10．誓約書の提出

（１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

（２）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11．契約締結に関する取り決め

（１）契約額の決定方法について

　採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

（２）契約締結前の執行について

　国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

11．スケジュール

（１）審　　査：令和5年3月下旬頃

（２）採択決定：令和5年４月上旬頃

（３）契約締結：令和5年４月下旬頃

12．その他

（１）企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等については返却しない。

（３）本件に係る企画提案及び契約にあたっては、文化庁委託業務実施要領及び経費計上の留意事項等を遵守すること。

（４）採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

（５）公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

（６）事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

（７）再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

（８）審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

　　　〔契約締結にあたり必要となる書類〕

･　業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）

･　委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料

　（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）

･　再委託に係る委託業務経費内訳

･　別紙（銀行口座情報）

別添

誓　　約　　書(例)

 □　私

　□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

 記

１　契約の相手方として不適当な者

 (1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

 (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

 (3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

 (4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

 (5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

 (1)　暴力的な要求行為を行う者

 (2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

 (3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

 (4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

 (5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

 年　　月　　日

 住所（又は所在地）

 社名及び代表者名

 ※　個人の場合は生年月日を記載すること。

　※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。